第１　監査の種類

財務監査及び行政監査

第２　監査の対象

経済局（工事）

（経済局関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第３　監査の着眼点

令和 8年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

１　共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準等に基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているか等

(2) 積算について

積算基準等に基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているか等

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているか等

(4) 検査について

適正に検査が行われているか等

２　特に注意する着眼点

(1) 約款や法令に基づいた適切な事務処理が行われているか

(2) 利用者や管理者が求める性能を有したものになっているか

第４　監査の実施内容

１　実施時期

令和 8年 2月 9日から令和 8年10月 2日まで

2　実施方法

今回の監査では、経済局における令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を実施した。

区分	件数			金額		
	監査対象（件）	抽出（件）	抽出率（%）	監査対象（百万円）	抽出（百万円）	抽出率（%）
工事	202	21	10.4	884	598	67.6
委託	105	10	9.5	658	29	4.4

（注）金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2位を四捨五入

第５　監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

1　指摘

(1) 防火シャッターの維持管理について（維持管理業務）

「消防法」によると、事業場等で収容人員が一定以上の防火対象物の所有者等は、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を防火管理者に行わせなければならないとされている。また、「火災予防条例」によると、防火シャッターなどの防火設備は常時閉鎖又は作動できるようその機能を有効に保持し、その直近には閉鎖又は作動の障害となる物品を置かないよう管理しなければならないとされている。

「中央卸売市場本場青果仲卸棟 1階防火シャッター更新工事」では、防火シャッターが適正に管理されているかを現地調査で確認したところ、防火シャッターの降下位置に施設利用者の物品が置かれており、防火シャッターの閉鎖に

支障を及ぼすおそれがあった。



防火シャッター正面



防火シャッター側面

防火シャッターについては常に法令の基準に適合するよう適正に管理するとともに、当該物品については速やかに移動されたい。

なお、当該物品については、指摘に基づき令和 8年 6月に移動が行われた。

（中央卸売市場本場施設課）

(2) 軽微な建設工事の契約について（その他）

「建設業法」等によると、建設業を営もうとする者は建設業許可を受けなければならない。ただし、軽微な建設工事(注1)のみを請け負うことを営業とする者は、建設業の許可を受けなくてもよいとされている。

また、国土交通省の「建設業許可事務ガイドラインについて」によると、許可を受けた業種(注2)については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、許可を受けた営業所(注3)以外においては当該業種について営業することはできないとされている。

「工業研究所研究棟スクラバー循環ポンプ更新その他工事」では、適正な契約となっているかを契約関係書類及び国土交通省の建設業者・宅建業者等企業情報検索システムで確認したところ、軽微な建設工事に該当する管工事を契約していた。しかし、契約した営業所では管工事の許可を受けておらず、他の営業所が許可を受けていたことから、契約した営業所と本来契約すべきではなかった。

軽微な建設工事については、建設業者の全ての営業所における工事内容に応

じた業種の建設業許可の有無を確認した上で、適正に契約されたい。

（工業研究所）

（注 1）軽微な建設工事

「建設業法施行令」で定められた建設工事一件の請負代金の額が 500万円（建築一式工事である場合にあっては、 1,500万円）に満たない工事等

（注 2）業種

「建設業法」で定められた建設工事の区分に応じた建設業許可の種類

建設工事には、建築一式工事、管工事など29の区分がある

（注 3）営業所

「建設業法」及び「建設業法施行令」で定められた本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所